

予算特別委員会会議録 (3)			
日 時	平成 9 年 9 月 1 8 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 2 分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	岡本委員長、新野副委員長、前田・大竹・大島・佐野・佐々木 (勝) ・武井・浅田・佐々木 (政) ・阿部・琴坂各委員		
説 明 員	平野助役、教育長、総務・企画・財政・経済・港湾・学校教育・ 社会教育各部長、国体準備事務局長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p> <p style="text-align: right;">記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に大竹・阿部両委員を指名。付託案件を一括議題とする。これより総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入る。

佐々木(勝)委員

火災の問い合わせについて、先般の連続火災の際、3回線ある電話案内はいずれもなかなか通じない状態で、状況がわからず、非常に不安を感じていた市民も少なくないと聞く。こうした苦情に今後どのように対応していくのか。

警防課長

局番は3本だが総数108回線をもって、火災・災害の問い合わせについて対応している。33局は市内全域を対象とし68回線、26局はオタモイ・塩谷・蘭島方面、52局は桜・新光・銭函方面の方がつながりやすいように、各20回線を持っている。今回は多くの問い合わせがあったため、NTTの本機がパンクしたと聞いているが、通常の火災・災害であればほぼ不都合はないので現段階では増設は考えていない。

佐々木(勝)委員

職員の定期健康診断について、その実態はどのようなものであるか。

職員課長

全職員及び嘱託職員2,600人ほどを対象に実施し、受診率は99%にのぼっている。その中で要再検と診断されたものには、持病があるため継続治療が必要な「経過観察」の他、「要精密検査」がある。こうした部分については保健指導を含め総合的に対応している。

佐々木(勝)委員

9年度新規職員の採用について、募集はどのような状況であるのか。

職員課長

今月21日に一般事務職員の一次試験を行う。応募者数は昨年より3割程度少なくなっている。技術職員は今回採用の予定はなく、保健婦・理学療法士等は募集中である。

佐々木(勝)委員

応募が減ったのは、採用人数が少なくなると見込んだためだろう。しかし、行革がらみで職員数全体を少なくするだけでなく、職場における年齢バランスも考慮する必要がある。採用人数については今後変わる可能性はあるのか。

職員課長

行政需要の動向によっては増員となる部もあると考えられる。そうしたことも踏まえて採用数を決めていかなければならない。年齢バランスも考慮しつつ具体的人数については各部調整の上、最終的に判断したい。

佐々木(勝)委員

日口フェリー定期航路について、現状と今後の見通しはどうか。

企業立地・貿易推進室長

平成7年から運航していたが、突然サハリン側から、サハリン7号のエンジン改修費80万ドルの日本側の負担を要請され、それを拒否した結果、今年度の定期航路は休航となった。但し、航路の維持は双方一致していたのでチャーター船を運航した。来年度の再開に向けては、日本側としては日本船による相互乗り入れを提案したが、サハリン側はあくまでも共同運航を主張しており、現在文書のやりとりをしている。

今後は、ロシア側の真意を確認するため10月上旬に双方の打ち合わせを行う予定で、その中で先方が相互乗り入れを容認するような情報も入ってきており、それを踏まえて見通しをはっきりしていきたい。

佐々木(勝)委員

航路はサハリン石油天然ガス開発プロジェクトとかかわっていくと思うが、このプロジェクトが本格的に始動するのはいつごろか。

企業立地・貿易推進室長

サハリン が2001年から、サハリン が1999年から生産開始となっている。

佐々木(勝)委員

生産開始にあわせた後方支援基地としての企業誘致活動の進捗状況はどうか。

企業立地・貿易推進室長

今までは、市長をはじめ商工会議所会頭などが日本の商社やソデコ(サハリン石油ガス開発)、運航主体であるサスコ(サハリン船舶公社)に小樽港の利用促進を要請してきた。今後、プロジェクトに小樽の企業も参入してもらうため入札等の願書入手し、対貿協や会議所を通じて一歩進んだ形での情報提供をすすめていきたい。

佐々木(勝)委員

OBCのテナント説明会について、9月12日に開催されたがどのような内容であったのか。

商工課長

細かな点、例えば金額的な面については具体的な説明はなく、主に開発主体であるOBC・ビブレを展開するダックシティ・サティを展開するマイカル北海道・センターゾーンを展開するマイカリストから、業態・フロア構成等について大まかな説明があった。

9月26日までに申し込みを受け、その後各企業体と個別の条件を打ち合わせるとのことである。当日、120名近い出席者があったにもかかわらず質問が1件もなかったときいている。

佐々木(勝)委員

その意味するところはわかるか。地元優先という約束は守られるのか。テナント料の問題や融資の相談を積極的に受けるなど、今後どのような対応を考えているか。

商工課長

質問がなかったのは個別に交渉したいという裏返しではないかと思う。地元優先の件は当日も話されておりその姿勢は変わっていないと思う。参加企業の中には市外の会社も多数いたようだが、どのような要望があるのか、今後情報収集し対応していきたい。

佐々木(勝)委員

学校施設の小型焼却炉について

環境部と調整しているのことが、即使用中止とはならないのか。

学校教育部施設課長

7月末に文部省から、ダイオキシン発生の危険性があるため小型焼却炉について、使用の抑制、やがては廃止の方向で進めるよう通知があり、ゴミの軽減化も含め各学校にお願いしているが、各学校でも紙を中心に燃やしている状況であり、また、すぐに廃止しても環境部でゴミを処理し切れなくなるため、現在それらについても環境部と調整しているところである。

佐々木(勝)委員

やれるものはすぐにやるべきと思う。紙にもいろいろな種類があると思うが各学校の判断できめ細かに分別収集をやってくれということか。

学校教育部施設課長

これまで分別はしていたが、環境部と協議し、いままで燃やしていたものも更に分別したり、燃やせるものの中でもリサイクルできるものはリサイクルする等、校長会議等を通じてゴミ減量化に協力してもらえよう呼び掛

けている。

佐々木(勝)委員

燃やさない前提で分別収集するという方向性は進んでいるということか。

学校教育部施設課長

その方向ではあるが、周知期間も必要であるため、環境部でも実態についてアンケート調査をし、それに基づきマニュアルを作成し各学校に配付したいと考えている。

佐々木(勝)委員

学校の現場では分別収集に力を入れながら、それと並行して環境部との協議を続けていくと考えてよいか。

学校教育部長

その方向で指導しており、具体的な分別方法、回収方法等については環境部と十分協議し各学校に周知していきたい。

佐々木(勝)委員

学校給食について

先日、「学校給食検討委員会」についての議論があったが、札幌ではすでに検討委員会が設置され学校給食の「量から質へ」等について議論されており、そのような意味では小樽市の対応は遅かったのではないかと思う。先日の答弁では「学校給食検討委員会」の具体的な役割についてはまだ定まっていないように聞こえたが、既存の「学校給食共同調理場運営委員会」や「学校給食運営協議会」との違いを示せ。

学校教育部長

「共同調理場運営委員会」は条例上設置されている委員会であり、新光、オタモイの共同調理場の運営について協議するものである。「学校給食運営協議会」は任意団体であり学校給食の実動部隊となっている。給食費徴収、物品購入、支払等を全て行い、教員、PTA、教育委員会の課長職がメンバーになっている。したがって日々の問題は基本的にこの協議会で協議されるわけだが、現在、施設の老朽化、衛生管理形態の変化、メニューの多様化等様々な問題があり、それらについてもう一度基本から考えるため教育長の諮問機関として要綱上設置されたのが「学校給食検討委員会」である。共同調理場運営委員13名に単独校の委員を加えた概ね15名で構成し、10月上旬に設置する予定である。

できれば今年度中に一定の方針を出してもらいたい。10年度にまたがる可能性もあると考えている。ハード・ソフト両面についてどうするか協議することになるが、細部については今後詰めていきたい。

佐々木(勝)委員

学校給食については、見直しではなく抜本的な改善が必要だと思う。札幌でも、望ましい学校給食のありかたについて協議しているが、それらも積極的に取り入れてほしいと思うがどうか。

教育長

学校給食には、共同調理場老朽化の問題、7校の単独校の問題、米飯給食の委託の問題、食中毒の問題等があり、それらを基本に協議していきたいと考えている。札幌市の望ましい学校給食のありかたを含むかどうかについてはまだ白紙状態だが、子供が食堂でメニューを選択する方式はアメリカでもすでにやっているが、これは実際には1週間前に子供に選択をしてもらい、その分だけ作るものであり、施設の対応や調理員の問題等を考えると難しいと思うが今後も内部で検討していきたい。

佐々木(勝)委員

実際に郡部にいくと余裕教室を利用しながら食堂方式をとっている学校もある。選択方式は別にしても、給食がゆとりある楽しい場になるよう考えるべきではないか。

教育長

小樽市でも、小規模校では食堂方式をとっているところがある。給食時間の延長等も含め今後も検討・諮問していきたいと考えている。

佐々木(勝)委員

グラウンドゴルフについて

一時は活発だったが、現在下火になっているように思う。現在の普及状況を示せ。

社会教育課長

最近の大会でいうと多いときで 60 ~ 70 名の参加があるが、確かにかなり下火になってきている印象を受ける。

佐々木(勝)委員

以前は学校現場にも関係団体が普及のために出向いてきたようだが、今後の取り組み方について示せ。

社会教育課長

現在も P T A 等の要望に応え用具を貸し出しているが、要望自体減ってきている状況にある。今後も要望があれば指導・普及に努めていきたい。

社会教育部長

グラウンドゴルフは 5 ~ 6 年前に協会が設立され、60 名程度の人が所属している。教育委員会が主催するグラウンドゴルフ大会でも 100 名近くの人が参加する場合もある。

また、地域で開催している生涯学習広場の中でも、スポーツ広場ということでグラウンドゴルフをとりあげたり、福祉部でも高齢者のスポーツ広場としてグラウンドゴルフを教えている状況であり、必ずしも下火とは言えないと考えている。

武井委員

小中学校の統廃合について

吸収する側とされる側があると思うが、その基準を示せ。

パークゴルフ場の長橋開設について

関係部局と協議中とのことであるが見込みはあるのか。また、開設にあたっては国有地や遊休地を十分活用すべきと思うがどうか。その上でどうしても土地が足りなければハーフコースという考えもあると思うので、それらも含めて考えを示せ。

心の教育について

学校の先生に向け研修会を設けて対策するとのことであったが、文部省は、学校だけではなく家庭・地域社会とも連携をとって進めるべきとしている。今後、この三者の連携や協力についてどう取り組むのか。

いじめ問題について

現在不登校の児童・生徒は 45 名とのことだがその中でいじめによるものは何名か。

学校の名に傷が付くということはいじめ問題を隠す学校があると報道されているが、小樽市にはそのような学校はあるか。

今後、いじめ対策にはどう取り組むのか。

45 名の不登校児童・生徒の学校ごとの人数を示せ。

スクールカウンセラーについて

適応指導教室には 2 名の専任指導員がいるとのことだが、この指導員は今後どのように活用していくのか。また専任指導員の配置基準はあるのか。市民のボランティアによる相談員や臨床心理士の配置はいつを目途に考えているのか。

フリースクールについて

道内10ヶ所にあるとのことだが、45名の不登校児童・生徒の中でフリースクールに通っている人はいるか。また、この場合卒業証書、成績表等はどのような扱いになるのか。

教育長

小中学校の統廃合について

通達によると(1)小規模校の統合にあたってはおおむね12～18学級を目標とする。

(2)通常通学距離は小学校2キロ、中学校3キロとなっているが、統廃合にあたっては小学校4キロ、中学校6キロまで認める。また、その際には地域住民や学校関係者の意見を十分聴くこと。

との条件が示されている。我々は学校の適正配置について来年度には方向性を決める予定なのでまだ具体的にはなっていないが、それぞれの学校の同窓会を含め、お互いの理解について十分気を配っていきたい。仮に2つの学校が統合される場合でも吸収される学校の記念室をつくる等配慮していかなければならないと考えている。

心の教育について

P T A等を通じ心の教育の重要性についていろいろ論議している。10月下旬の第2回教育懇談会でも心の教育について話したいと考えている。また、中央教育審議会でも諮問しており半年後には答申が出るので、それらも踏まえながら今後も心の教育の充実に努めたい。

フリースクールについて

これは学校とは違うものである。また、小樽市から通っている例も今のところない。しかし、仮に他市町村のフリースクールに通ったとしても、学校の在籍は残るので様々な記録を参考にし、卒業証書は授与されるものと考えられる。また、高校の受験にあたっては中学校卒業程度の検定があり、それをくぐり抜けて進学することになると思う。

(学教)指導室長

いじめ問題について不登校の要因は様々であるが、友人関係という観点で不登校に陥っている生徒は2名いる。いじめについて隠している学校は我々が知る限りではないと思う。いじめ対策については、教員の研修はもとより父母用・教職員用の指導資料の作成、大学講師・臨床心理士等による教育講演会の実施等に努めている。また、校長会議の中でも一人一人の生徒に十分目を配るよう指導している。不登校生徒の学校ごとの人数については差し控えさせてほしい。

スクールカウンセラーについて

専任指導員の配置基準は特に定められていない。指導員の活用については、現在適応指導教室では、子供の体験的な活動、カウンセリング、学習指導等を行っており、不登校の生徒については、その生徒の学校の校長と情報交換をし、連携をとっている。今後とも、適応指導教室の中だけでなく、学校に出向くなど積極的に力を入れてほしいと考えている。また市民ボランティアによる相談員等について、すでに埼玉県などは全中学校に配置することとしているが、道内ではまだ例がない。ただ、札幌市では、メンタルフレンド派遣事業として大学生が不登校の生徒の家を訪問し心のケアをするという事業が組まれているとのことである。我々としても、関係部局と協議・検討に努めたいが具体的な時期についてはまだ未定である。

社会体育課長

パークゴルフ場の長橋開設について

この土地は公園用地であり、公道もないので土木部と調整する必要がある。また、場所についてもより多くの人利用しやすいよう検討が必要と考えている。国有地についてはその場所にパークゴルフ場を作ったときに検討しなければならないと考えている。

遊休地の活用については、パークゴルフ場だけでなくいろいろな角度から検討すべきと思う。コースについては、18ホールにせよハーフにせよ市民が利用しやすい場所で検討したい。

佐野委員

港湾について、近年外国人、特にロシア人の入国増に伴い、市民及び港湾関連業者との間でトラブルが続いている。このままではロシア人への悪感情が高まり、真の友好に影響を与えるのではないかと以前から問題提起されている。市長は問題があると認識していると言うが、どのような度合いでそれをとらえているのか。

港湾部長

外国人とのトラブルが収まらないのは重大なものと認識しており、何らかの対策について関係機関とも協議している。言葉や習慣の違いのみでなく、日本人側のルール無視も随分見受けられ、問題の深さを十分認識しているが国際親善の観点も尊重しながら今後も対策を講じていかなければならないと思う。

佐野委員

9月10日付けの運送事業関連3団体からの市長宛ての陳情書によると、ここ3カ月の盗難被害が20件(被害額241万4,000円)にもものぼり、まさに重大なことと思うが、この件についてどう考えているのか。

港湾部長

車両部品が内容の大半を占めている。故意に盗むわけではなくとも路上に停めるとして放置してあると思うようだが、日本側の無防備な管理もあり、習慣の違いも含めて代理店を通じて警告文書など配布しているが、これからも息の長い対応をしていかなければならないと思う。

佐野委員

最近はかなり巧妙になってきており、もはや習慣の違いでは片付けられない。それだけの認識では足りないと思う。

昨年のロシア人の入国人数、入港船数とその観光目的・貨物目的別の内訳を把握しているか。

埠頭事務所長

ロシア船の入港実績は年々上昇しており、昨年は1,024隻。上陸許可人数は24,070人。

内訳は観光船が27隻(1,569名)、貨物船が997隻(22,501人)となる。

今年1～8月では、676隻・16,051人で、その内観光が27隻(2,118人)、貨物が649隻(13,993人)となっており、昨年と同じかそれ以上のペースとなっている。

佐野委員

小樽を訪れる多くの人の中に不法なトラブルを起こす者がいて、それが絶えないことが友好に多大な影響を与えることを危惧する。港湾部の管理区域での事故・トラブルを把握しているか。

埠頭事務所長

ロシア人の中古車試運転による第3埠頭のゲート破損や倉庫シャッターの破損が昨年は多かった。12月には転落事故で死亡者も出ている。また、入港時の荷役作業の関係や乗組員への中古車販売によって若干荷役への支障があった。今年2月には倉庫で盗難事件が起こっている。

佐野委員

目の届く中でもたくさん発生しているがそれ以外でも多数確認されている。このことはどう認識しているのか。

埠頭事務所長

管理区域内外で発生した万引き・窃盗・事故などについては警察との情報交換や被害者の聞き取りをおこなっている。しかし被害届はほとんど出されていないので、出すよう指導している。また外航船舶待合所を警察官立寄所としてパトロールの強化もお願いしている。

佐野委員

届けを出さないのは事情聴取に時間がかかるためらしい。あきらめているケースが多いと聞く。事件として計上されている以外には把握していないのか。

埠頭事務所長

窃盗だけで昨年6件、日本人との共犯も含めると13件になる。今年も既に数件ある。

警察も水面下に相当数あると認識している。

佐野委員

稚内も同じ悩みを抱えていると聞くと、どんな対応をしているのか。

埠頭事務所長

小樽よりも小型だが約3,000隻が入港しており、代理店が2社しかないので荷役作業の場所のやり繰りが大変なため一部沖合停泊となっている。

佐野委員

確かにバースの関係はあろうが、それだけではない。午後6時までに作業を終了し全部沖合に船を出して夜は上陸させないようにしている。これはあくまでも代理店との協議のなかでそう取り扱っているようだが、小樽でも検討する余地があるのではないか。

港湾部長

入国管理局や税関とも協議したことはあるが、法的な規制は無理である。稚内はバースの混雑を名目に代理店扱いである。小樽と事情が異なる面もあるが関係機関とはさらに協議を続けていきたい。

佐野委員

小樽市水際対策連絡会議の目的と構成はどうか。また、そこでロシア船員の事故等について協議されているのか。

埠頭事務所長

特に規約はないが、小樽警察署が主催し年1回、銃器・薬物・不法上陸を水際で防ぐ他、外国人の犯罪防止のために設けられている。構成は小樽市・警察署・入国管理事務所・海上保安部・港湾関係の代理店・荷役業者・倉庫業者・市内各企業・防犯協会・連合町会となっている。昨年の連絡会議の中で連合町会から、夜間に外国人が出歩いて盗難に結び付くのではないかと不安だという意見が出ていた。

佐野委員

年1回会議を開いていながら状況が変わらない。一部のロシア人とのトラブルにどれだけ対策が講じられているのか甚だ疑問である。

市が主催している外国人受け入れ関係者連絡会議の構成と内容、具体的成果を示せ。

(総務)品田主幹

総務部国際交流で事務局を担当している。入国管理局小樽港出張所・税関・海上保安部・警察・小樽市の5者から成る。今年1月には海難事故・海中転落事故・盗難・密漁・中古車の輸出・港内での販売行為について協議した。

佐野委員

2つの機関がありながら具体的成果は出ているのかいないのか、きちんと総括すべきではないか。

港湾部長

確かに表面に出てこない部分でトラブルは増えていると感じている。こうした会議を通じて関係者がそれぞれ自覚を持ちながら事にあたっているわけだが、目ぼしい成果が現れていないのが現状であり、これらを点検しながら今後も検討していかなければならないと考える。

佐野委員

必ずしもロシア人対策だけの会議ではないから難しい面もあろうが、大問題に発展する前に、中心議題として積極的に対応すべきである。

日本人側にもルール違反があるというが、具体的にはどのようなことか。

港湾部長

臨港地区内での物販行為が、依然として続いていることや、外国人と共謀して犯行に及んでいる例がある。

佐野委員

先の陳情書ではこうした情勢に対し、「事件は外国船の入港前後に集中している・時刻は午前1時～3時頃と推定される・集団的行為である・タイヤ及び車の付属品に限られる・第1埠頭基部付近に集中している」と分析している。極めて具体的な確認をしている。業界自ら、街灯の増設・夜警員の配置等に対応してきたが限界があり、このままでは営業活動への侵害だけでなく小樽港への信頼も破壊されかねない。行政には港湾地区の秩序・安全性の確立、港湾地区への街灯の増設を、警察にはパトロール強化・被害への迅速な対応を、船舶代理店には注意喚起を要望している。こうしたことを深刻に受け止め、より一層努力し、きちんとした対応をすべきではないか。

港湾部長

何ができるかもっと前向きに話し合う必要があると思う。これまでより身近に問題を話し合える場を持ってすすめていきたい。

浅田委員

景気対策について、市内においても今非常に不況感が漂っている。札幌圏を中心に多額の負債を抱えている建設業界や拓銀・道銀の合併延期などもあり、市内でも建築業界を中心に様々な噂が飛び交っている。経済部は小樽の現状をどのように見ているのか。

商工課長

日銀や道財務局等の状況判断をみても景気回復傾向に足踏みがみられる状態である。日銀の金融経済概況によると、後志管内の住宅・大型小売店・新車登録台数・雇用等をみても春以降、前年比でかなりのマイナスで、厳しい状態にあると考える。

浅田委員

例えば、新車登録台数はどの程度落ち込んでいるのか、月別に示せ。

商工課長

9年4月が前年同月比40.7%減・5月が33.7%減・6月が51.7%減・7月が21.1%減となっている。

浅田委員

日産の社長は講演で10%減と言っていたが、それに比べても小樽の落ち込みは相当なものだ。民間の建設関連についてはどうか。

商工課長

住宅着工戸数で、9年4月が前年同月比1%減・5月が37.3%減・6月はマンション戸数が圧倒的に多かったのが74%増となったが、7月は54.5%減となっている。

浅田委員

個人消費の関係で、大型小売店の売上げはどうか。

商工課長

9年4月が前年同月比12.3%減・5月が5.3%減・6月が6.3%減・7月は前年が冷夏やO-157の影響でかなり落ち込んだこともあり、今年は3.0%増となっている。

浅田委員

雇用の指標についてはどうか。

(経済)長瀬主幹

7月末の市内の有効求人倍率が0.47で、前年比0.08減となっている。平成8年11月以降少しづつ下がってきている。

浅田委員

市内の倒産状況はどうなっているか。

中小企業センター所長

負債総額1,000万円以上の統計で、平成9年1～8月は13件(15億6,000万円)、前年同期は12件(16億1,300万円)。それに伴い影響を受けた従業員は118名、前年同期は107名となっている。

浅田委員

業種で多いのは何か。

中小企業センター所長

建設業が13件中8件(従業員数87名)を占めている。

浅田委員

電気・水道業者も関連してダメージを受ける。そうした潜在的な部分も含めると相当厳しいと言える。何か対策を考えているのか。

経済部長

厳しさを実感するところである。現状においても様々な制度融資があり、道でも融資制度の拡大を図ってきているが、その状況を見ながら、いろいろな段階で関係者から情報収集し、どのような手立てが必要か考えていかなければならないと思う。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時15分

大島委員

学校給食について

昨日、米飯容器洗浄・米飯輸送の委託契約書について質問したが回答を示せ。

新光共同調理場長

米飯容器洗浄・米飯輸送の委託契約はともに平成5年に結んでおり、当初は毎月検便という条件での契約であった。その後平成8年に一部改正し、検便や健康診断について定期的に行うこととなった。

大島委員

加工費の中から輸送費を補助していたとのことだがその額を示せ。

新光共同調理場長

約100万円程度と聞いている。

大島委員

加工費にはそんなに余裕があるということか。輸送費の値上げ率は2.7倍だがそれでも100万円は値上がりしていないことも含め納得のいかない部分がある。

また委託契約書の問題で、検便というのは非常に大変な作業であり、毎月検便の実施・報告は困難であったと思うが、平成8年以降は定期的の実施ということになった。特に輸送の契約については報告義務の規定もなくなっているが、確かにこれらが困難な作業だというのは理解できる。定期的にというのは具体的に年何回と規定されていないようだが、平成8年度における検査実績を示せ。

新光共同調理場長

健康診断は年1回行っている。検便は夏休み等長期の休みのとき以外は毎月実施していると聞いている。

大島委員

検便の報告については守られていなかったと推測している。年1回の健康診断はこの企業でもやっていることである。去年は0-157が発生したが、何か特別な研修等は実施したのか。

新光共同調理場長

0-157発生後、我々も含め衛生管理については特に気を配るようになった。健康診断については年1回から特に増やしたとは聞いていないが、少なくとも今年の4月からは毎月検便の結果報告を受けている状況である。

大島委員

毎月の検便を義務付けて実際には実施されないよりは、むしろ何ヶ月に1回というように実施できる範囲で最大限に検査する方がよいと思う。今後契約を結ぶときに考慮すべきと思うがどうか。

学校教育部長

確かに過去5年を振り返って100%実施されていたとはいえないかもしれないが、少なくとも0-157の発生以降は衛生管理もシビアになってきているので、今指摘された部分も含め業者と協議していきたい。

大島委員

新光・オタモイ両共同調理場、単独校を含め、給食に係わる職員数を示せ。

新光共同調理場長

新光共同調理場については平成9年度で事務職を含め50名配置している。単独校については調理員を10名配置している。

オタモイ共同調理場長

オタモイ共同調理場については調理員16名、ボイラーマン1名、事務職3名(臨時職員含む)、栄養士2名の計22名となっている。

大島委員

給食を扱う職員について検便は実施していたか。

新光共同調理場長

調理員、事務職員を含め全員について月1~2回実施している。

大島委員

特に単独校等、衛生管理がすみずみまでいきわたるよう十分に指導をお願いしたい。

学校教育部長

すべての職員に対し衛生管理を徹底するよう積極的に取り組みたい。

大島委員

祝津前浜について、鯨御殿の今年の入込み状況はどうか。

観光課長

8月末で約6万4,000人となっている。

大島委員

7月末から前浜でトラブルが発生している。鯨御殿までの歩道が地権者との関係で封鎖されたため、隣接する駐車場を通るようになり危険である。地権者がそれぞれに主張しあい、これまでも様々なトラブルが起きているが、もはや当事者間での解決は不可能だと思う。祝津前浜が整備され夏は多くの人手で賑わい、八田尚之碑も修復された。しかし、このままではとても国定公園とは言えない状態である。行政が中立な立場で何とか調整を図ることができないか。

観光課長

第一に、訪れる人に不快感を与えたり迷惑を掛けることがあってはならない。関係者とは時間をかけても話し合いをすすめていきたい。

佐々木(政)委員

ドリームビーチについて、今年の海水浴場の利用状況はどうであったか。

観光課長

7月は好天に恵まれ、どの海水浴場も前年を上回る入り込みをみせたが、8月は一転して冷夏となり減少した。結果的に、市内9カ所で71万1,000人(前年比6.6%増)の海水浴客を集めた。

佐々木(政)委員

再建2年目を迎えたドリームビーチの利用状況と、市が管理することとなった駐車場の利用状況を示せ。

観光課長

当初は、普通車48,000台・二輪車8,000台・大型バス120台によって、得られる収入を3,874万4,000円と見込んだが、実際は各々40,856台・764台・89台で、3,294万4,400円であった。管理経費は2,100万円と見込んだところ、1,867万4,000円となった。従って、収支は見込より340万円余り少なくなる。

佐々木(政)委員

利用者は増えたのに駐車台数が減っている要因は何か。

観光課長

一台に何人乗車しているかにもよるので、一概に比較は難しい。

佐々木(政)委員

夜間の暴走族の乗り入れが従来から多いが、その対策はどのように講じているのか。

観光課長

杭の設置・側溝の深掘りなど考えられることから始めた。その後の補修が少ないことから暴走行為の減少がうかがえる。また、警察のパトロール強化もあり昨年に比べ、少しずつ改善されている。

佐々木(政)委員

利用台数の減少は営業時間の短縮が原因と思うが、これを見直す必要があるのではないか。

観光課長

道の指針である海水浴に関する管理運営指導要綱の中では、日の出から日没までとの原則があり、それに従っている。また、遅くまで開けていると採算性が悪くなると委託業者からも聞いている。

佐々木(政)委員

3、4年前から、前浜が浸食され大きな被害を受けたが土現の協力もあり整備を行っている。土現としては来年度で終了し、それ以降は小樽市若しくは組合で整備してほしいとの意向のようである。それは無理であると思うが、どうとらえているか。

観光課長

実務レベルでは7～9年度は必ず道が整備し、その後は状況を見ながら整備するとの考えが示されていた。

佐々木(政)委員

継続して整備してもらおうよう、早めに要請すべきである。

銭函地区への温水プール建設について、地元からの強い懇請がある事項だが、今後基本計画、実施計画へと進む21世紀プランの中に盛り込まれるのか。若年労働力の定着のための福利厚生施設との位置づけもされるが、検討されているのか。

(企画)山崎主幹

各地域から1,000件にも及ぶ多くの要望があり、それらを整理しながら基本計画作りをすすめている。全ての地区に全ての施設を建設するのは困難であることから、地区の特性を生かしながらの効率的配置の観点から事業の取捨選択を行っている。プールについても市内全体の施設利用状況をにらみながら、あり方の検討を行っているところである。

佐々木(政)委員

基本計画に盛り込まれなければ実施計画にも入ってこないが、教育委員会はどのように考えているのか。

社会教育部長

市民からも要望が多数寄せられている。市営温水プールも築 2 0 年を経過し老朽化が進んでいるため新設も検討の必要があるが、実際には用地確保等の課題がある。どんな方向で計画にのせていけるか現在検討中である。

佐々木(政)委員

企画部としては住民ニーズに応えるとの方向で検討しているのか。

企画部長

施設整備全般に通ずることだが、企画部は事務局の立場にあり企画部のみで決定しているわけではない。温水プールについても市全体の方向性を出した上で、いつどこにという議論へすすむ手順であり、具体的な地区名を挙げるまでの段階には未だ至っていない。

佐々木(政)委員

計画策定にあたり、市内を 3 地区に分けて分析しており、東部地区は保養レクリエーション及び新興企業対策の位置付けがあるのだから、計画に盛り込まれて当然と思う。しかし全く考えていないというのはどういうことか。

企画部長

現段階では作業がそこまで到っていないということである。

佐々木(政)委員

この件はたとえ実施が最終年度になっても、ぜひ基本計画にのせるべきである。

大竹委員

政策検討会について、来年度から新設されるというが、これまでの庁内検討会議と比べどのような改善工夫がされ、効率的かつ横軸を重視した行政体系になると予想しているのか。

(企画) 佃 主幹

平成 1 0 年度の施策を実効性あるものにするため、予算編成前に、三役・総務・企画・財政・原課から成る政策検討会を実施し、政策主導型の予算編成をしていきたいと考えている。それに伴い実施体制や取り組み状況が変わってくると思う。

大竹委員

以前は庁内連絡会議があったが、組織を変えることによって、横軸が強化され行政がより活性化されることを期待するが、実際どのように行政に反映されるのか。

企画部次長

セクションを作るのではなく、予算編成前に向けて政策検討を進めるということである。

大竹委員

庁内連絡会議は残るのか。

企画部次長

いろいろなプロジェクトを進めるうえで横断的な会議があるが、それらとは異なるものである。

総務部長

複数の部局にまたがる課題が多いので、庁内連絡会議において各部が連携して引き続き取り組んでいく。企画部で取り組んでいる政策検討会とは性格が異なる。

大竹委員

政策検討会においても、銭函地区への温水プールの件なども考えていくのか。

企画部長

政策検討会は、行財政環境が大変厳しい状況下で新しい総合計画をスタートさせるために、従来以上の政策立案へ向けての工夫と努力が必要と認識し、そのための場として設けた。そこでは、来年度の重要政策の立案検討・重要懸案事項の対処法の整理・長期にわたり成果のみられない事業の見直し等、こうした一連の政策形成のプロセスを節目節目で市民にわかりやすく情報提供することを狙いとしている。限られた時間の中なので案件は絞らざるを得ないが、総合運動公園やスポーツレクリエーション施設の配置等はとりあげる可能性はある。基本計画での取り扱いは難しいと思うが、政策論議を深める場として活用できれば行革大綱の精神に沿い、従来と異なる政策形成ができるものと期待している。

大竹委員

政策が固まらないうちにいろいろな検討論議をし財政面も考慮しながら決定していくことが非常に大事なことと思うので、力を入れてほしいし、風通しの良いものにしてほしいがどうか。

企画部長

行政需要が多様化し、一部一課で対応できるものはもはや少ないと言える。横断的なプロジェクト方式を上手に活用し、縦割りを排除し、共通認識に立った上での役割分担を図りながら来年度の政策形成に努めたい。

大竹委員

市立学校について

もし市立学校ができたならどのようなメリットが予想されるか。また、市立の学校は、建設費や運営費の問題が解決されれば可能になると考えるか。

教育長

メリットはそれなりにあると思うが、やはり建設費等相当の負担が必要になる。また、小樽市の現状でいうと、後志第1学区において進学率は98%、収容率は119.3%であり、100人の志願者に対して120人の席があることになるので、そのような意味からも市立学校は難しいと思う。ただ、銭函地区に設置してほしいという意見や、中・高一貫教育の問題もあり、もし市立高校を設置するということになれば多くの市民の意見を聞かなければならないと思う。また、その際には進学率、収容率の面からいっても道立高校の普通科の一つをあきらめなければならぬと考えている。

大竹委員

市立学校にすると、市民のニーズや職員の採用等について市で責任がもてるようになるメリットがあると思うがどうか。

教育長

そのとおりだと思う。

阿部委員

米空母入港の経済効果について、どの方面に影響があったのか。また、金額に換算するとどの程度になったか。

商工課長

金額を算出することはできないが、JRの臨時列車・高速道路での調査でも市外から多数の来街者があり、市内でも中央バスのシャトルバス運行・観光振興公社による周遊船運航などがありかなりの人の動きが見られた。そのなかで特に駐車場や飲食部門、タクシー業界で相当売上げが上がったと聞いている。

阿部委員

確かに多くの人を訪れたが、港付近の一部の飲食店や土産物店が賑わっていた程度で、都通りなどは普段と変わりはない。経済効果があったというが心配される面もある。

例えば空母入港期間中、商業船への影響はどのようなものであったのか。

埠頭事務所長

ロシア船・北朝鮮船は通常 1 1 ~ 1 8 隻入港している。その他特徴的なものとしては 9 月 4 日から 6 日まではマトン船が、9 月 8 日から大麦船が第 1 埠頭に、客船“飛鳥”が第 3 埠頭に接岸している。その他の船も入ってきているが特に空母等と競合してはいなかった。

阿部委員

マトン船で荷おろし後に荷の搬送に非常に時間がかかり、氷が溶ける心配があったと聞く。次に入港してきたら、今回のように上手くいくと思うか。

港湾部長

次回がどうかということは答えられない。

阿部委員

今回の入港にあたり庁内でトラブルはなかったか。

総務課長

5 日間において、延べ 1,000 人の職員が出ている。各職場で事前に調整をしていたので業務上バッティング等の支障はなかったときいている。

阿部委員

何もトラブルがなかったとはいえ、警備等に動員された職員の仕事はその間他のだれかの負担となっているのだから、市長にはっきりと言ってほしい。今後入港するとしても、港湾機能の面や市民サービス低下が心配されると思うがどうか。

平野助役

今後についてはゼロから判断すると市長も答えているし、企業に全く影響なしとは言えないと思うので、そうした反省に立って考えていくものと思う。

阿部委員

太平洋港湾記録の S T D (性的感染症) の記載や女子高生の熱狂ぶりが報道されており、「経済効果」を喜んでばかりはいられない。

琴坂委員

築港再開の財政効果について、算出は現段階ではできないと言うが、どんな状態になったら示すことができるのか。

財政部長

まちづくりのなかでいろいろな要因が関わってくるので、一定程度の立ち上がりが見えた段階で市税に及ぼす影響を大まかに出すことはできると考えている。

琴坂委員

固定資産税についてはそういえると思うが、法人市民税についてはどうか。

財政部長

本店・支店による違いもあり、また、個人の部分についても形態等によって違いがある。そうした要因がある程度ははっきりしなければ計数的に表すことができない。

琴坂委員

仮にマイカルが残るとすると、どのような形で小樽に税収が入るのか。

税務長

法人市民税については、マイカルの本店が小樽にないので全体としての企業収入から法人税額を算出し、それをベースにマイカル全体の従業員数に占める小樽の従業員数の割合で案分して法人税割を算出する。小樽市だけで税額を算出するものではない。

琴坂委員

全国展開の企業が猛烈に利益を上げて、それは新たな事業に向けられるのが常套である。テナントも札幌の企業が中心となればなおさら法人市民税の増収については期待できないのではないかと。

税務長

小樽での業績が悪くてもグループ全体の収益がよければそれだけ小樽に配分されると言えるので一概にはいえない。

琴坂委員

不確定要素が多いのにプラス効果ばかり計算して財政効果ありとするのも如何なものかと思う。又、一方で中心市街地の空洞化も心配され、そうなったときに双方の増減を勘案するとどうなると考えているのか。

財政部長

中心市街地空洞化を前提にしているが、共存共栄策に取り組んでおり、市としては片方を駄目にして片方を生かす考えはなく、両方を生かすなかでいろいろな課題解決をすすめていきたい。

琴坂委員

このままではこのプロジェクトの財政効果の検証ができない。又、仮に完成しても各企業ごとの財政効果は公表できないのではないかと。

財政部長

ベースをきちんと据えなければ、アバウトな数字を出すべきではないと思う。税の関係は守秘義務があり個々には公表できないが、全体としては示すことができると思う。

琴坂委員

現在営業している中心商店街の税収が落ち込むことが予想される。3 商店街の現在の税収については調査できないかと。

税務長

個々の税額がわからない形で一定の地域について示すことは可能だが、範囲が広いのである程度限定されてくると思う。

琴坂委員

方法は別にしても調査はしてほしい。

財政部長

商店街の捉え方の問題もあるので、考え方を整理したうえで算出可能と思う。

琴坂委員

土地開発公社について、ニュースステーションの特集を見ていたら、市の庁舎に同公社の看板が掛かり担当者も市職員という光景が報道されていた。これでは市民から見て「秘密の公社」になっており、行政から独立した公社としての体をなしていない。小樽の公社の役員は市職員か。

(企画) 佃 主幹

理事 9 名と幹事 2 名の他、事務局も含めると 1 9 名で構成され、その内幹事 1 名以外は市の職員である。

琴坂委員

こうした構成自体が独立した運営を阻んでいるのではないかと疑問を持つ。不良資産は見当たらないが、逆に言えば公社らしい仕事を何一つしていない。小樽の都市計画・行政改革に関わってもっと積極的な役割を果たすべ

きである。市民の福祉に役立ち行政のレベルアップにつなげるためには現在のようなメンバーでは応えていけないのではないかと。

企画部長

市職員だからといって直ちに運営が不健全とはいえない。それぞれが専門知識や経験を生かして職責を果たしている。業務は確かに用地の先行取得が中心である。公社の運営について透明性を高める努力は必要と思うので、役員構成については検討すべき問題と認識している。

平野助役

土地開発公社は「公有地の拡大の推進に関する法律」で位置づけられており、先買いばかりでなく、土地の造成も過去には行っている。道内各都市の現状をみると民間人を入れている自治体は3市ほどであり、その点で言うと1名民間人を入れている小樽は先行していると思う。

琴坂委員

公設青果地方卸売市場の運営正常化について、問題を提起してかなりの期間が経過しているが条例違反は未だ解決していない。異常な事態である。少なくとも小樽市公設青果地方卸売市場業務条例第27条～第30条及び第35条に違反している。何故改善されないのか。

経済部長

現状を把握したうえで、6月中旬に、過去の慣習・市場管理に対する要望・卸会社がすべきこと・仲卸が守るべきこと等、ざっくばらんに話し合った。過去にいろいろな経緯があり一気には解決が難しいが、相互理解が得られる部分は逐次実施を図ってきている。一通りの話はきいたので、それらを集約し一定の方針を出し指導していかなければならないと考えている。

琴坂委員

問題を大きくすることは市場の信用を落とすことになる。しかし、条例違反をここまで放置しておくことは許されない。

8月20日に開かれた市場協議会の議題が「共産党の申し入れがあり条例違反について話し合う」ということだったと聞くと、理事者の姿勢に疑問を持つ。第1に、我々が文書を経済部に出したのは4月であるのに議題になったのは8月であり、なぜこんなに時間がかかるのか。第2に、我々が指摘してもしなくても条例違反は事実であり、なぜこんな議題のかけかたをするのか。これは経済部の自信の無さを示すもので、関係者が市を甘く見る原因になっている。時間がかかるのはこのようなところに問題があるからではないのか。

経済部長

実態把握に時間を要したため、8月20日になった。また、青果市場の管理人として条例違反については、きちんと物を申していくというスタンスが基本であると認識している。

琴坂委員

それは言い訳だと思う。当時5項目の条例違反を指摘し文書を出した。それについて道の立入調査も入っている。それらについて現状がどう改善されたかについて文書が道に出され共産党道議団を通じて情報を入手している。それによると6月13日には現状把握されていた。部長の交代があったにせよ、時間のかかり過ぎである。

どうすれば改善されるのか、私見だが先取りと予約相対の区別が無いのが要因となっている。道もこの事実を確認している。先取りと予約相対はそれぞれの業務要領により違いがはっきりしているはずなので説明せよ。

公設青果地方卸売市場長

予約相対は、あらかじめ契約で品物の種類・数量・時期・金額を定めて取り引きするものである。従ってその価格は競りの価格とは連動せず、出荷者や卸会社の協議によって決定する。

先取りは、当日競りに上場する品物の中から特例として、競りにかけずに品物を買受ける。従ってその価格は当

日の同種の最高価格をあてはめると要領には定められている。

琴坂委員

市場条例には、先取りという定義はない。全量競りにかけることになっているが特例として 1 0 % だけ認めようというものである。

問題は予約相対で、これは通常の市場取り引きの数量とは別に確保するものであり、集荷したものを分化してはならない。大体 3 日前に必要な数量を注文して価格も決めるわけだから、競りにかけるものとは全く別の流通形態をもつわけである。しかし、現に小樽の青果市場では競りにかけられる通常の集荷物から大量に抜かれて予約相対として取り扱われている。この事実は認めるか。

公設青果地方卸売市場長

全量先取りされたという事実は聞いたことがある。

琴坂委員

重大な条例違反なのだから、聞いたのなら事実を確認すべきである。

8 月 2 0 日の市場協議会で「競りに参加する資格を持つ小売り人が競りで買えなかった品物が、買い出し人の店にあった。仲卸の先取りから流れているのではないか。先取りは止めたほうがよいのではないか。」との意見が出されたときくが、事実関係はどうか。

公設青果地方卸売市場長

買い出し人はあちこちから品物を買うので、そういうことが実際あったかどうかはわからない。

琴坂委員

卸会社である樽一側の発言には、「1 割を超えてあるいは全量を持っていかれ、競り売りができないことがあった。」「良さそうな物を抜き出していく。白菜の例では 1 0 0 あるうち重いものだけ 5 0 位抜き出すのもあり、このようなことは絶対止めてほしい。」とある。そして現実に調査に入ってみると、樽一は繰り返し「持っていかれた」と言う。これは責任転嫁だと思う。しかし、そうした事実が繰り返されているのに管理室は何故調査をしないのか。

公設青果地方卸売市場長

そうした事実の報告や苦情があれば、樽一に確認し注意してきたつもりである。

琴坂委員

樽一自身が条例違反をやっているのに、全く人ごとのように発言するのを許すべきではない。「持っていかれた」では済まない。

9 月 9 日に 6 時から 9 時頃まで市場で調査した。9 月 4 日に“白菜 4 玉”が全量先取りされたとの訴えがあって行ったわけだが、この事実を管理室は確認しているか。

公設青果地方卸売市場長

その事実は聞いていない。

琴坂委員

調査した日も“白菜 4 玉”は極めて少なかった。これは今が最盛期の商品である。9 月 4 日は全量先取りされて 2 社が分け取りしていた。今からでも調査してほしい。小売店が 1 5 0 店舗もあって全部無いならともかく、2 0 や 3 0 の玉は積んでいたのだから、小売業者から「樽一は白菜も引いてこられないのか。」と言われるのは当然である。その反面一部のものは品薄の中、どんどん先取りをして儲けている。これでは差別扱いである。明らかな条例違反を放置していることにならないか。

経済部長

確かに我々のチェック機能に欠ける部分がある。協議会においては利用原則の確認がお互いにされた。しかし 9

月4日に指摘された事実があったとすれば、周知徹底されていないということなので、早速調査のうえきちんとした指導をしていきたい。

琴坂委員

協議会では、どうせ守られないだろうという雰囲気だったと聞く。どこを指導すれば正常化するかという鍵をつかめと言っている。たくさんの業者がめいめい好き勝手なことをするのを追っかけてこしていたら、何人職員を配置してもできない。この乱れた状況の根幹にあるのは予約相対と先取りの関係だと考える。

先取りされたものの価格は確認しているのか。例えば全量先取りされた4玉白菜は、競りにかけられなかったのだから競り値はないはずである。一体いくらで伝票が切られていたのか。市場の常識ではたくさん先取りするほど競りの品物は減るから価格は上がる。取らないで全量競りにかければ安い。その日の最高値で正しく先取りの伝票が仕切られていれば、先取りしないはずである。しかし、伝票確認はしていないのではないか。

公設青果地方卸売市場長

伝票には先取り分という表示がなかったので確認はできていない。

琴坂委員

結局、先取りしたものが予約相対に化けている。全量先取りしていい加減な価格をつけている。予約相対では事前に価格契約するから、競り価格のほうが高い場合があるので「うまみ」が少ない。しかし、予約せずに大量に抜き荷をして卸業者と仲卸でなれ合いで価格を決めていくのが先取りの「うまみ」になっている。それが放置されている限り、解決しないと思うがどうか。

公設青果地方卸売市場長

各産地ごとに入っているのので、どの産地の白菜がまるまる取られたのか、また先取りなのか予約相対なのか、価格設定等もきちんと調べて報告したい。

琴坂委員

予約相対は競りの数量の外になければならないのが大前提であるが、実際には競り場に積んであるものを持っていかれている。また、産地ごと・等級ごとに先取り10%となっているからこれほど大々的な先取りは不可能に近い。しかし不可能なことが小樽の市場ではできるということをよくよく考えてみるべきだ。4月の調査でも人参やほうれん草で、競りにかかったものが市場の並んだものの半分以下というのがざらで、しかも最高値ではなく相対の価格である。経済部に話をしたのが1月で、今だにこうした答弁とは情けない。経済部自身に公設市場を条例を遵守して運営するという決意がないのではないか。

経済部長

確かに是正されていない現実がある。これについては大至急、条例を遵守した対応に努めたい。入荷が一つの大きな原因になっていると思う。求める品物がなかなか入ってこないとも聞いている。そうしたことも含め、卸会社には指摘のあった都度、強く言ってきたが、品物の保管・検品・表示の問題が絡んでくるので、全体的な考えをもって指導にあたりたい。

琴坂委員

卸会社の努力が足りなくて、品物のぶんどり合戦になっている。ものが売れないと言いながら欲しいものが買えないという異常な市場になっている。

8月の業界紙で、ものが売れないからというので市場の使用料をまけたことについて、市が卸会社に対して支援策を講じたと報じていたが、一方で同じ人口減少に悩んでいる室蘭では利益を上げて株主配当しているとの記事が出ていた。この差を見ても卸会社の努力の度合いは明らかである。もう一つの問題である卸会社の姿勢をきちんとさせるひとつの手段は役員として派遣されている助役自身が握っていると思うがどうか。

平野助役

非常勤取締役の立場ではなく、市場管理者を所管する助役として行動していきたい。いろいろな指摘を受けており、全ての商品がこうした状態とは思わないがルールを守るのは当然のことである。対応のまずさ・指導の不徹底があったと思う。今までは所管部に任せていたが私自身もなかに入って話していきたい。

琴坂委員

助役は 2 定でもそう答えていたと思う。この問題の根幹を押さえれば正常化すると思う。それをやらなくてはならない。

条例第 4 3 条「衛生上有害な物品の売買禁止」に対する違反も見つかった。9 日に白菜の調査に行ったところ、競り場にはごみと見まごう茄子が並んでいた。どこの委託品かという、2 定でも問題にした札幌の仲卸業者だった。札幌の市場で買い受けて売れ残ったものが何故小樽の市場に並ぶのか。非常に大きな疑問を持った。尋ねたところ樽一自身、「今日はまだいいほうだ」と言う。普段はもっとひどい品物をこの業者は持ってくるのだと認めている。樽一の荷引きが悪くて卸業者から苦情が出た時、条例に違反して持ち込ませている業者なので断り切れない関係にあるという。想像を超える関係である。これは明らかな条例違反である。ある八百屋は、0 - 1 5 7 が流行して青果物の売れ行きが悪いときに、管理室も卸会社も腐ったものを市場で売るなどとは情けないと言っている。これについてはどうか。

公設青果地方卸売市場長

輸送中の事情でなかには腐ったものが産地から来る場合がある。但し、産地ものでない品物で品質の落ちるものについては業者にも厳重に注意しなければならない。

経済部長

そもそも売り物にならないものが並んでいることが異常な事態である。指摘された問題も含め、トータルな面で卸会社にも強く指導していきたい。

琴坂委員

素人でも積み荷と出荷伝票を見れば事態はすぐにわかる。何故その程度のことのできないのか。どれだけ市が甘く見られているか。あとやるべきことは開設者として責任をとるか、条例第 6 0 条に基づいて業務停止させるかしかない。これまでのような不十分な対応ではおさまらないと思う。少なくとも第 5 9 条による立入調査をして書類・伝票の一切をチェックすれば事実をつかんで問題を正すことができるはずだ。業務停止とするかどうかの判断はその後でもよいだろう。そうした措置を検討できないか。

経済部長

立ち入り調査も含めてどういう方策がとれるか、早くに検討したい。

委員長

散会宣告。